

新型コロナウイルスによる府中市の総合事業の臨時的な取り扱いについて(R2. 6. 2追加)

※臨時的な取り扱いの期間は3月1日サービス提供分から開始し、終了については再度お知らせいたします。(本取扱いは国の取り扱いの変更等により修正・追加を行います)

請求に関する問合せについて

Q	A
1 通所型サービスを提供する事業所が利用者宅を訪問しサービスを提供した場合の算定は可能か。	<p>通所型サービス事業所が、通所サービス計画の内容を踏まえ、利用者にとって必要な介護保険サービスなのかを判断の上で、ケアマネジャーとの事前の調整をし、利用者・家族からあらかじめ同意を得て提供した場合、当初プランによる月額報酬を請求できる。 また、各種加算についても通常通り請求可能とする。</p> <p>※ただし、通所型サービス事業所が居宅を訪問してサービスを提供する場合は、府中市へ報告を行うこととし、訪問記録を残しておくこと。 (詳細は【新型コロナウイルス感染症に係る事業の休業・縮小等の報告について(依頼)】参照)</p>
2 感染拡大防止の観点より、事業所が休業を行った場合の請求について。	<p>介護保険最新情報Vol. 779問4のとおり、<u>日割り計算とする。</u> 日割りの計算方法については、月の総日数より休業日数を差し引いた日数を計上する。</p>
3 感染拡大防止の観点より、事業所が事業の縮小を行った場合の請求について。(一定期間の利用を中止する場合)	<p><u>一律に事業所の縮小期間を定めて、利用者が応じた場合</u> →月初から事業所縮小期間の前日までを起算日として日割り請求する。</p> <p><u>個別に縮小期間を利用者に要請し、利用者が応じた場合</u> →電話等により要請を行い利用者が同意した日まで日割り請求する。 ただし、要請後に最終利用を行った場合は、最終利用日を起算日とする。</p>
4 感染拡大防止の観点より、事業所が事業の縮小を行った場合の請求について。(サービス提供回数を減らしながら継続する場合)	<p>感染拡大防止の観点や、利用者の状況を踏まえ、必要なサービスを検討した結果、サービス提供回数を減らした場合、<u>日割り算定を行う。</u> (※週1回程度利用から隔週利用等に回数を減らした場合は、週1回程度利用として月額請求する)</p> <p>また、起算日はサービス提供の変更について利用者に説明を行い同意を得た日とする。</p>
通所系サービス事業所が利用者の意向を確認したうえで行う電話での安否確認について(R2. 6. 2赤字部分追加)	
1 介護保険最新情報Vol. 809における電話での安否確認について、府中市の総合事業では算定が可能か。	<p>利用者に対し代替手段として電話による安否確認を行うことについて説明を行った上で、同意を得た場合のみ算定可能とする。 なお、電話による安否確認の必要性については、一律的に決めるのではなく、利用者の心身状況、環境等に応じて検討することが必要。 <u>※利用者から自己負担をもらわず、保険給付のみでの算定は不可とする。</u></p>

2	電話による安否確認の内容について。	あらかじめケアプランに位置付けられた利用日において、健康状態、直近の食事内容や時間、入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話で確認する。
3	算定方法について。	ケアプランに位置付けられた日において通常行っているサービスの代替手段として電話確認を行った場合、月額報酬とする。 また、加算についてはサービス計画に基づき通常提供しているサービスが提供されていた場合に算定できていた加算・減算については、利用者の同意が得られた場合については、引き続き加算・減算を行うこととする。
4	利用者への説明について。	電話による確認により費用負担額が発生するため、利用者へは事前にサービス内容及び費用負担額の目安を説明することが必要。
人員配置基準を下回った場合について		
1	人員配置基準を下回った場合、届出は必要か。	新型コロナウイルスの影響による一時的なものであり、かつ利用者に配慮したものであれば、府中市への届出等は不要。
サービス提供実績のない利用者の介護予防ケアマネジメント費の請求について (R2.6.2.追加)		
1	当初ケアプランで予定されていたサービス利用が新型コロナウイルス感染症の影響でなされなかった場合、介護予防ケアマネジメント費の請求は可能か。	事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われていなかった場合であっても請求は可能である。 また、今般の取り扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービス利用実績が存在しないが、介護予防ケアマネジメント費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、それらの書類等を残しておくことが必要である。 (詳細は介護保険最新情報Vol. 836問5を参照)
2	請求時の注意点について。	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険団体連合会へは給付管理票の提出が必要であり、当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理票に記載すること。(計画単位数を「0単位」とした場合はエラーとなる) ・本取扱いの適用期間は、5月実績分からとなり、適用終了時については改めて決定するものとする。 ・具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談すること。
3	サービス利用票の作成をしていないが請求はできるか。	サービス利用票の作成をしていることが必要なので、請求は不可である。